

居宅介護支援さくら運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社刈谷ケアサービスさくらが開設する居宅介護支援さくら（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条
1. 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。
 2. 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
 3. 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される指定居宅サービス等が、特定の種類又は特定の居宅サービス事業所に不当に備えることのないよう公正中立に行う。
 4. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

（事業所の名称等）

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。
- 1) 名 称 居宅介護支援さくら
 - 2) 所在地 刈谷市小垣江町永田 123-1

（職員の職種・員数及び勤務の内容）

- 第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
- 1) 管理者 1名 管理者は、介護支援専門員と兼務し事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供にあたるものとする。
 - 2) 介護支援専門員 1名以上

（営業日及び営業時間）

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
- 1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。但し、8月13・14・15日
12月31日から1月3日までを除く。
 - 2) 営業時間 午前8時から午後5時までとする。

(居宅介護支援の提供方法・内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告知上の額とする。

- 1) 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業内及び利用者宅、病院等に対応する。
- 2) 使用する課題分析票の種類 愛介連版アセスメントシート
- 3) サービス担当者会議の開催場所 第3条に規定する事業所内及び利用者宅、病院等。
- 4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度は、最低月1回訪問をし、モニタリングする。
- 5) モニタリングの結果記録 1月に1回
- 6) 前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合、各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合の説明を実施する。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、刈谷市 知立市 高浜市の地域とする。

(苦情、ハラスメント処理)

第8条 事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等(第4項において「指定居宅介護支援等」という。)に対する利用者又はその家族などからの苦情ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第9条 1. 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者、及び家族その家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2. 事業所はサービス提供中に当該事業所従業者または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第10条 1. 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。

3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を

行うものとする。

(衛生管理等)

- 第11条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね年に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。(3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期実施する。

(その他運営に関する重要事項)

- 第12条 1. 指定居宅介護支援は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又業務体制を整備する。
- 1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - 2) 継続研修 年2回
2. 従業者は、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
4. 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
5. 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、実施状況等に関する書類を、契約が終了した日から最低5年間は保存するものとする。
6. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社刈谷ケアサービスさくらと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は	平成17年10月	1日から施行する。
この規程は	平成17年10月15日	から施行する。
この規程は	平成18年 9月	1日から施行する。
この規程は	平成18年11月	1日から施行する。
この規定は	平成19年 4月	1日から施行する。
この規定は	平成21年 7月	1日から施行する。
この規定は	平成21年 8月	1日から施行する。
この規定は	平成21年11月	1日から施行する。
この規定は	平成22年12月	1日から施行する。
この規定は	平成23年 7月	1日から施行する。
この規定は	平成24年 9月	1日から施行する。
この規定は	平成25年10月	1日から施行する。
この規定は	平成25年11月	9日から施行する。
この規定は	平成27年 2月	1日から施行する。
この規定は	平成27年 4月	1日から施行する。
この規定は	平成29年 1月	4日から施行する。
この規定は	平成29年 2月	1日から施行する。
この規定は	平成30年 3月	1日から施行する。
この規定は	令和 元年10月	2日から施行する。

この規定は	令和	2年	1月	1日	から施行する。
この規定は	令和	2年	2月	10日	から施行する。
この規定は	令和	2年	3月	1日	から施行する。
この規定は	令和	2年	6月	16日	から施行する。
この規定は	令和	3年	1月	29日	から施行する。
この規定は	令和	3年	4月	1日	から施行する。
この規定は	令和	4年	2月	1日	から施行する。
この規定は、	令和	4年	4月	1日	から施行する。
この規定は、	令和	4年	7月	1日	から施行する。
この規定は、	令和	4年	10月	1日	から施行する。
この規定は、	令和	6年	2月	1日	から施行する。
この規定は、	令和	7年	4月	1日	から施行する。